

消費生活緊急情報

第82号

令和4年10月24日

友人からの儲け話。 投資運用ソフトの契約トラブル！

【相談概要】

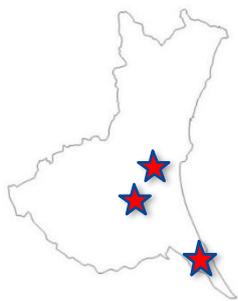
友人に誘われ、2人で食事をするようになった。食事中、友人から投資で儲けた話を聞かされ、その後、ビルの一室へ連れていかれた。

部屋に居た男性5人と友人から「投資運用ソフトを〇〇万円で購入して投資をすれば確実に儲かる。お金がなければ消費者金融で借りるという方法もある。ソフトを友達に紹介すれば紹介料も入る。今契約しないとチャンスを逃す。」等と長時間勧誘されたが、契約せずに帰ってきた。友人から、また会おうと言われているが、契約はしたくない。家族に相談したところ、マルチ取引ではないのか、消費生活センターに相談したほうがよい、と言われた。

【アドバイス】

友人から勧誘されて断りにくいと思っても、契約したくなければ、「いません」ときっぱり断りましょう。また、自分が新たな勧誘者となり、友人を勧誘してしまうと、人間関係のトラブルになることもあります。

消費トラブルでお困りの際は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111（ひたちなか市女性生活課内）

平日 9時30分から16時30分まで